

議会出前講座の基本的な考え方

平成 27 年 12 月作成

平成 30 年 6 月修正

○根拠

伊賀市議会基本条例第 16 条第 3 項

○経緯

伊賀市自治基本条例の理念及び同条例第 5 章で謳われている議会の役割と責務の具現化のため、平成 19 年 2 月 28 日に伊賀市議会基本条例を制定しました。

地方分権一括法が施行され、地方公共団体の自己決定権が拡大したことに伴い、議会は、市の意思決定を行う議事機関として、また、執行機関の監視を行う監視機関としての果たすべき役割が一層重要となっています。特に、議会における審議等を補助する役割を有する議会の内部機関（委員会等）においては、議案や請願などの審査ならびに幅広い分野にわたり高度かつ専門的なものとなっている地方公共団体の事務の調査を行い、その審査の経過や調査結果等について、市民への説明責任を果たし、積極的に情報提供に努め、「開かれた議会」を目指す必要があります。

これらのことに鑑み、伊賀市議会基本条例第 16 条第 3 項に、市民からの要請に応じ、「議会出前講座」の開催に積極的に努めることを明文化しました。

○位置付け

- ・意思決定機関としての説明責任の場
- ・議会が二代表制の一翼であることの再認識を得る場
- ・議会に対する理解を求める場
- ・団体等との情報共有の場
- ・団体等との意見交換の場
- ・市政への民意反映の場

○派遣する議会内組織

- ・常任委員会（総務、教育民生、産業建設等）、議会運営委員会、特別委員会
- ・議会広報委員会、議員全員協議会の部会等

○あり方

- ・運営（会場設営を含む。）、進行は実施を希望した団体等に委ねます。
- ・議会活動であるので、講座内容の説明を行う際には、議員個々の意見、見解は述べないこととしています。（ただし、意見交換時等に、議員個々の意見を求められた場合は、この限りではありません。）

- ・ 出前講座へは、事務局職員は随行しないこととしています。

○内容

- ・ 出前講座は概ね2時間とします。
- ・ 時間配分は実施を希望した団体等に委ねます。
- ・ 次第（例）
 1. 開会あいさつ
出席議員が自己紹介をします。
 2. 説明及び質疑応答
講座内容の説明及び質疑応答を行います。
 3. 意見交換等
団体等が希望するテーマや市政全般について意見交換等を行います。
 4. 閉会あいさつ

○出前講座終了後の処理

- ・ 委員会等の代表者は、「報告書」を作成し、議長に提出します。
- ・ 議長は、受理した「報告書」を市議会ホームページに掲載します。

○配付資料

- ・ 議会に関する内容については、必要に応じて適宜準備します。
- ・ 意見交換等において、実施を希望した団体等から特に希望テーマや資料等がある場合は、出前講座の実施を希望する日の1週間前までに議会事務局へご提出ください。